

宮崎市立田野病院 院内感染防止対策指針

1. 院内感染対策に対する基本的な考え方

院内感染（病院感染）対策の病院業務における重要性は近年特に強く認識されている。適切な院内感染対策は患者、医療従事者の安全、医療コストの軽減、地域における耐性菌の発生予防に役立つ。とくに宮崎市立田野病院においては、地域の中核病院としてさまざまな施設からの患者の受け入れが常時おこなわれており、さらにコンプロマイズドホストが多く存在するため必要十分な院内感染対策を行うことが特に要求される。このためには、関係法令の遵守、有効な組織作り、標準予防策と感染経路別予防策の遂行、サーベイランスの実施および職員の教育を的確に行う必要がある。本院における院内感染対策は、医療安全・感染対策管理部を中心とする組織が指導を行い、感染対策マニュアルを中心に、現場の職員からのフィードバックを常にえながら、実効のある体制作りをめざす。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

田野病院運営会議の議を経た、「宮崎市立田野病院感染対策委員会要項」に則り、院内感染対策のための組織として、「医療安全・感染対策管理部」の部内に「感染制御チーム」を設置する。

「感染対策委員会」は、「感染制御チーム」の医師を委員長とし、院内感染に対する適切な対策の協議をするとともに、医療の質も向上を図る。委員会は毎月1回定期的に開催する。

「感染制御チーム」は、病院全体で取り組むべきマニュアルやガイドラインの作成、サーベイランス、院内ラウンド、抗菌薬適正使用、職員教育などの立案、実行を担当し、各診療科、部門において行う感染対策を支援、指導する。

（宮崎市立田野病院感染対策委員会 組織）

- ①院長 ②副院長 ③院内感染管理者 ④医師 ⑤総務医事課長 ⑥看護師長 ⑦薬剤師 ⑧臨床検査技師
⑨臨床放射線技師 ⑩管理栄養士 ⑪医事係長 その他必要と認められる者

3. 職員研修に関する基本方針

本院の院内感染対策についてすべての職員が適切に理解し、状況の変化に対応できることが必要である。このために、全職員を対象に感染対策に関する研修会を宮崎大学医学部附属病院の安全管理研修会と合同で原則年2回開催する。また、新規採用者への教育研修会、院内ラウンドによる現場での教育、感染担当者を通じた情報の伝達を定期的に行う。院内感染対策マニュアルは、いつでも確認できるように電子カルテ上で閲覧が可能とする。迅速な情報伝達が必要な内容については、紙媒体および電子媒体を利用した職員専用の連絡システムを併用して行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染症事例や法令に定められた感染症の届出および院内での耐性菌動向サーベイランスを行い、必要に応じて病院長への報告、感染対策委員会での検討、現場へのフィードバックを行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針報告

集団院内感染（アウトブレイク）が発生した場合、報告を受けた医師・看護師長など、当該部署の責任者が総務医事課や感染対策委員会へ報告する。総務医事課や感染対策委員会は当該部署と協力して初期対応、感染拡大抑制に努める。緊急を要する感染症で深刻なものである場合は、医療安全管理者と連携し病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに再発防止および対応方針を検討する。また、報告が義務づけられている事例が確認された場合には、速やかに報告する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本院の院内感染防止の指針に関して、宮崎市立田野病院ホームページに内容を開示する。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染制御チームによる定期的な院内ラウンドを実施し、「院内感染対策のための指針」に則した感染対策マニュアルの整備および定期的な見直しを行い院内感染対策の推進を図る。

平成19年6月18日制定

改定 平成22年12月24日 平成23年12月14日 平成26年1月15日 平成27年4月1日
平成28年11月16日 平成30年10月17日 令和元年10月16日 令和2年12月16日
令和3年12月10日 令和4年7月30日 令和5年11月1日